

平成20年6月4日

報道各位

住友不動産株式会社

札幌市北区のマンション区分所有者との訴訟の和解成立について

本日、札幌地方裁判所におきまして、標記訴訟の和解が成立いたしましたので、ご報告いたします。

まず、訴訟に至る経緯からご説明させていただきます。

本マンションは、すでに公表しておりますように、当社が設計を依頼した元請設計事務所(当社が札幌で設計を依頼していた9事務所のうちの1つ)が、当社に何らの相談、了解もなく独自の判断で、浅沼良一元2級建築士に構造計算を行わせ、浅沼氏が構造計算書の偽装を行ったために、建築基準法の耐震基準を満たさないことが判明した2物件のうちの1つであります。

本マンションは、建築基準法の耐震基準を満足させるためには、補強工事に長期間を要し、かつ工事期間中に一時移転が必要になるなど、入居者の皆様にかなりのご不便をおかけすることになります。そこで当社は、本マンションの販売はまだ数年前であり、当社が新築販売価格で買い取れば、市況からみて区分所有者の皆様が新しいマンションにスムーズに買い換えることができるものと考え、補強に比べて当社の出費は大幅に増加することは覚悟のうえで、区分所有者の皆様にご購入時の新築販売価格での買い取りをご提案させていただきました。その後、既に大多数の方々には当社のご提案にご賛同いただき、買取をさせていただいております。

こうした中、当社が提案しております新築販売価格だけではご納得いただけない2戸の区分所有者の方から、プラスアルファの金銭支払いを求める訴訟が提起されました。

本日成立した和解で、当社は、2戸の区分所有者の方に対し、本件の解決のために訴訟手続きを必要としたことに鑑み、区分所有者の方が本件解決のために支出した弁護士費用その他の諸経費等として合意した金額を別途支払ったうえで、新築販売価格で住戸を買い取ることといたしました。具体的金額につきましては、相手方もありますので差し控えさせていただきます。

今回の和解により、本マンション全体の約9割の住戸の区分所有者の方々との間で、引き続き、新築販売価格での買い取りの協議を誠心誠意進めてまいります。

なお、本マンションの区分所有者および入居者の方々への配慮から、当社からマンション名を公表することは、引き続き差し控えさせていただきます。

問い合わせ先：住友不動産 広報第一部

TEL： 03-3346-1042